

規程 No135-00
2021年3月4日 制定
2021年4月1日 改正
2022年4月1日 改正
2023年3月1日 改正

特定資産取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟ろうきん福祉財団(以下「財団」という)の特定資産として保有する資産の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、特定資産とは特定の使用目的を定めて、保有する資産をいう。

(保有)

第3条 財団が特定資産を保有するときは、その資産の名称、使用目的等について理事会の承認を得なければならない。

(管理)

第4条 財団が保有する特定資産は、名称を付して貸借対照表及び財産目録上、他の資産と区分して管理しなければならない。

(名称)

第5条 財団は次の特定資産を保有する。

- (1) 指定正味財産としての特定資産
 - 公益目的事業資産
 - 高校奨学金事業資産
 - 休眠預金活用資産
 - その他寄付者の指定する事業に係る資産
- (2) 一般正味財産としての特定資産
 - 管理運営資産
 - その他理事会で定めた資産

(使用目的)

第6条 特定資産の事業目的は以下のとおりとする。

- (1) 公益目的事業資産
 - 財団が実施する公益事業に使用するための資産
- (2) 高校奨学金事業
 - 財団が実施する高校奨学金事業の給付金として使用するための資産
- (3) 休眠預金活用資産
 - (一財)日本民間公益活動連携機構から助成を受ける資産
- (4) 管理運営資産
 - 財団の管理運営に使用するための資産

(使用方法)

第7条 特定資産は、その使用目的に照らして収支予算書に計上し、理事会の承認を経て使用しなければならない。

(報告)

第8条 特定資産の残高、使用内容、管理状況等については、毎年度理事会に報告しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は2023年3月1日から施行する。